

上野原市秋山地区 小和田区防災計画



2026年2月1日策定

小和田区防災計画〔目次〕

	ページ数
1. 小和田区防災心得・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 地区防災計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 水害に関する避難情報が発令された場合について・・・・・・・・	2
4. 防災マップ（避難場所、避難路、危険箇所等について）・・・・	3
5. 小和田区の災害特性について・・・・・・・・・・	4
6. 想定される災害について・・・・・・・・・・	4
7. 自主防災組織について・・・・・・・・・・	5
8. 非常用食料等の備蓄について・・・・・・・・・・	6
9. 非常持ち出し袋の準備について・・・・・・・・・・	6
10. 家族の連絡方法について・・・・・・・・・・	6
11. 家具等の転倒防止について・・・・・・・・・・	6
12. 小和田区訓練等の実施計画について・・・・・・・・・・	7
13. 各家庭の非常用持ち出し品について（参考例）・・・・・・	8
14. 避難先について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
15. 秋山地区内の市指定避難場所・避難所一覧表・・・・・・・・	9
16. 災害時の避難情報などの確認方法について・・・・・・・・・・	9
17. 避難の流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・	10
18. 災害用伝言サービスについて・・・・・・・・・・	11
19. 家具類の転倒・落下防止対策について・・・・・・・・・・	12
20. 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動について・	13
21. 土砂災害から命を守るために・・・・・・・・・・	14
22. 別紙 小和田区安否確認者及び避難者確認表・・・・・・・・	15

1. 小和田区防災心得

- (1) 常日頃から災害を想定してシミュレーションをしましょう。
- (2) 災害が発生したら、まず自分自身の命を守りましょう。(自助)
- (3) 次に助け合いましょう。(共助)

2. 地区防災計画とは

- ◆ 地震発生直後または台風・ゲリラ豪雨・土砂崩れなどの水害発生前～直前～直後は、自分自身や家族による「自助」と地域住民の助け合いによる「共助」が重要な役割を果たします。
- ◆ この計画は、小和田区の住民の安全を確保するため、災害対応・防災（減災）活動に関する決めごとをまとめたものです。
- ◆ 「いざそのとき」に備え、日頃から取り組みを続けましょう。

あなたが困ったときの連絡先		避難に関する決めごと	
名前・名称	携帯電話など	【地震のとき】	
		一時避難場所	小和田区お宮
		避難所	秋山小学校
		【水害・土砂災害のとき】	
		避難所	秋山小学校

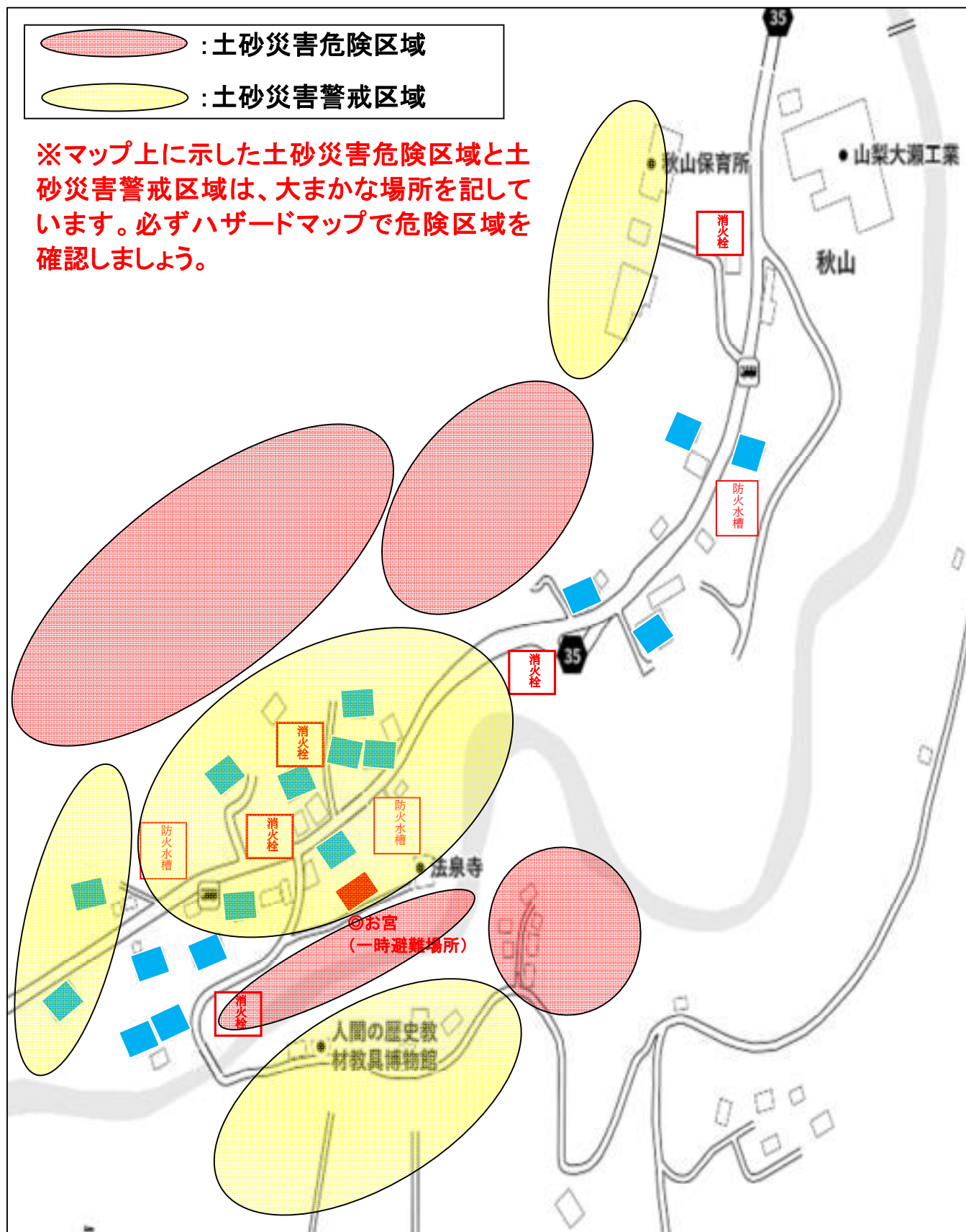
3. 土砂災害・水害に関する避難情報が発令された場合について （13ページ参照）

市から次の避難情報が発令されます。災害の規模や避難者が居る建物の立地条件などにより、とるべき行動が異なりますので、平時から事前に「避難の準備」や「避難路の確認」を考えておきましょう。

市からの情報	みなさんの行動
レベル3 「高齢者等避難」	・避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害をお持ちの方、乳幼児、妊産婦など）は避難を始めましょう。 ※<u>単独避難が危険な方について近所で助け合いましょう。</u> ・身の危険を感じる状況にある人は、避難を始めましょう。 ・上記以外の方は、いつでも避難できるよう準備をしましょう。
レベル4 「避難指示」	・皆さんが避難をしましょう。 ・避難先については、状況を見ながら、安全な場所へ向かってください。
レベル5 「緊急安全確保」	・まだ避難できなかった人は、直ちに避難をしてください。 ・屋外に出ることによって、かえって危険が及ぶような状況では、『2階に避難する』、『山と逆側の建物内いる』などその場でより安全な場所に移動しましょう。

4. 防災マップ

※避難場所だけでなく、危険箇所や避難路を事前に確認して置きましょう。



5. 小和田区の災害特性について

《地理的特徴》

- ・住宅がある土地の北側には、山林が区全体に広がっており、土砂災害警戒区域は区全体となる。
- ・県道35号線沿いに家屋が建ち、土砂崩れが発生すると県道は通行止めとなり往来が出来なくなる。
- ・小和田区中央部に東川沢（俗称）があり、通常は水量が少ないが雨量が多いと増水し、状況によっては氾濫が想定される。
- ・一部の住宅が秋山川に近く、水害が想定される。

6. 想定される災害について

《地震》

- ・大地震の備えとして以下を確認しておく必要がある。
 - ＊建物の耐震化、家具の転倒防止
 - ＊安全な避難経路の確認（建物や塀、橋などの倒壊）

《土砂災害》

- ・小和田区には、土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地）が存在するため、土砂災害に対する対策が必要である。
- ・上野原市のハザードマップによると小和田区内のほとんどの家屋の北側は山林であり土砂災害警戒区域に指定されているため、大雨や台風を想定し、日頃からの対策を進めておく必要がある。
- ・小和田区内では、2019年10月11日20時頃に台風19号により大きな土砂崩壊が発生した。怪我人は無かったものの県道35号線の通行止め、停電、断水の長期間に渡る経験をした。

《水害》

- ・大雨により、東川沢（俗称）や秋山川が増水し氾濫する可能性がある。また、雨が弱まった後も注意する必要がある。

7. 自主防災組織について ※いざと言う時に備えましょう。

平 常 時	災 害 時
区 長（会長）	
・ 平時から活動できるような環境づくりを行う。 ・ 訓練や活動記録、緊急連絡先・連絡網の確認保存を行う（庶務等）。 ・ 地域の防災に役立つ人材・資機材の掘り起こし・育成を行う。	・ 住民が少数なので役割分担が難しいため適材適所を考慮して指示すると共に、市との連絡調整を図る。 ・ 活動記録等の市への報告を行う。
副 区 長（副会長）	
・ 区長（会長）の補佐を行う。	・ 住民連携・協力体制の維持を図る。
区の防災リーダー	
・ 区長と連携して、備蓄品、防災用品の調達及び管理を行う。	・ 資機材の調達、管理を行う。

《参考：こんな役割があります。役割は決めませんが協力して実施しましょう。》

班 名	平常時の活動	災害時の活動
情報連絡班	防災・防火意識の普及啓発 防災マップ等の作成 市・消防・警察との連絡体制の確立 情報収集伝達訓練	災害情報の伝達 被害情報の把握 市への報告・連絡 災害情報や支援情報など各世帯への周知
初期消火班	安全対策の呼び掛け 初期消火の協力体制づくり 消火訓練	消火体制の確立 初期消火活動 消防機関への協力
救出救護班	救助・救出訓練 応急手当の習得・普及啓発 応急薬品や資材の準備・管理	要救助者の救助 怪我人の手当て 避難誘導
避難誘導・安否確認班	避難場所・避難経路の確認 安全な避難経路の住民への周知 要配慮者（避難行動要支援者）の把握 避難誘導訓練	住民の安否確認 避難経路の安全確認 避難の呼びかけ 避難誘導、避難場所等における混乱防止
給食給水班	応急給水拠点の確認・周知 家庭備蓄の指導、炊き出し訓練	非常食等の受領・配分 避難所での炊き出し

避難所運営 班	避難所施設の確認 避難所運営業務の想定・業務分 担の計画 他の自治体等との連絡調整	避難所生活でのルール作り 避難所での他の自治体等との連絡 調整
------------	--	---------------------------------------

8. 非常用食料等の備蓄について

- ・災害時の物流の停止に対応するため、最低 3 日間分、できれば 7 日間分を備蓄する。
- ・現状では、**小和田区**の**一時避難場所（お宮）の倉庫**には、以下の物が備蓄されている。
 - ◎水：2 ㍻×6 本が 3 箱
 - ◎アルファ米：20 食入りが 3 箱
 - ◎カセットガスコンロ 1 個（カセットボンベ 3 本）
 - ◎やかん（1 個）
 - ※食料については、順次増備する。
- ・今後必要とされるもの（順次配備）
 - ◎発電機
 - ◎簡易トイレ等

9. 非常持ち出し袋の準備について（8 ページ参照）

災害時に備え**各家庭において必要数を準備**するとともに、誰が持ち出すかを決めておく。

10. 家族の連絡方法について（11 ページ参照）

災害時に離れ離れになった家族の安否確認の方法や連絡方法を決めておく。また、**災害用伝言ダイヤル「171」**などを活用方法も習得しておく。

11. 家具等の転倒防止について（12 ページ参照）

地震に備えて、日頃から家具等の**転倒防止を実施**する。

1 2. 小和田区訓練等の実施計画について

※ 年 1 回以上実施する。

活動内容	担当者	対象者	方法	目標 人数	実施 予定日
防災訓練の 実施	区長 副区長 防災リーダー	区内住民	隣組長を中心に安否確認及び避難訓練を実施	全員	8月
資機材の 点検	区長 副区長 防災リーダー	区内住民	訓練時に点検	数名	常時
防災マップの 作成・更新	区長	区長	変更の都度作成	全員	変更の 都度
避難所開設・ 運営訓練	区長 副区長 防災リーダー	区長 副区長 防災リーダー	区長が避難所を開設	全員	8月
炊き出し訓練	区長 副区長 防災リーダー	区内住民	避難者により協力して 実施	全員	8月
消火訓練	区長 副区長 消防団員	区内住民	消化器による初期消火 訓練を実施	全員	8月
救助（救出） 訓練	区長 副区長 消防団員	区内住民	救出活動を想定した訓 練を実施	数名	必要の 都度
応急手当 訓練	区長 副区長 防災リーダー	区内住民	応急手当の教育訓練を 実施	数名	必要の 都度
情報収集・ 伝達訓練	区長 副区長 防災リーダー	区長 防災リーダー	無線機を使用して本部 へ報告	数名	8月
地震初動 対応訓練	区長 副区長 防災リーダー	区内住民	イメージトレーニング を実施	全員	必要の 都度
住民教育	区長 副区長 防災リーダー	区内住民	地区防災計画の周知	全員	8月

※小和田区安否確認者及び避難者確認表は別紙とする。

1 3. 各家庭の非常用持ち出し品について（参考例）

非常持ち出し品（すぐに持ち出す物）	☐ 飲料水 ☐ 非常食（主食、缶詰、菓子類） ☐ 懐中電灯 ☐ 携帯電話等、（充電器含む） ☐ ヘルメット、防災ずきん ☐ 携帯ラジオ ☐ 予備の電池・電源 ☐ 常備薬、救急医療品 ☐ 服用薬の処方箋の控え ☐ 貴重品（通帳・印鑑等） ☐ 現金（小銭も） ☐ 健康保険証、運転免許証のコピー ☐ タオル、ウェットティッシュ ☐ 上着、下着、靴（避難用） ☐ 手袋、雨具 ☐ 衛生用品・生理用品 ☐ 筆記用具	備蓄品（復旧までにこの間に使用する物） ☐ 飲料水（1人1日3Lが目安） ☐ 食料（米、即席麺、レトルト食品等） ☐ 食品（調味料、スープ、みそ汁等） ☐ 食品（チョコレート、飴等） ☐ 燃料（カセットコンロ、ランタン、予備ボンベ等） ☐ 懐中電灯、携帯ラジオ ☐ 予備の電池・電源 ☐ 毛布、タオルケット、寝袋 ☐ 歯ブラシ、石けん、洗面用具 ☐ 衛生・消毒用品、生理用品、おむつ ☐ 簡易食器、なべ、やかん、割りばし等 ☐ キッチンラップ、アルミホイルなど ☐ ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ウェットティッシュ ☐ ブルーシート、新聞紙 ☐ 予備のめがね、補聴器、つえ等 ☐ 工具類（ロープ、スコップなど）
-------------------	--	---

非常持ち出し品や備蓄品の必要物品の種類も数量も各家庭によって違います。
『我が家では』を考えて備えましょう。

「ローリングストック」をしましょう

いざと言う時に使用することを想定して、普段使っている食材や飲み物を多めに常備しておき、使った分を補充するというサイクル（保存しながら備蓄）を繰り返す方法がローリングストックです。

1 4. 避難先について

- ・指定する避難場所・避難所のほか、親戚や知人宅など自分が移動できる安全な場所に向かってください。
- ・事前に安全な避難経路や近所の危険箇所を確認しておきましょう。

※屋外に出て移動することが危険な場合は、屋内安全確保（その時点で建物の中で、より安全な部屋への移動）を進めてください。

15. 秋山地区内の市指定避難場所・避難所一覧表

避難所・避難場所			災害種別 受け入れの可否		
名 称	所在地	収容可能人数	地 震	洪 水	土 砂 災 害
旧桜井小学校	秋山 3325	104名	○	○	○
秋山小学校	秋山 8674	131名	○	○	○
秋山中学校	秋山 6770	220名	○	○	×

16. 災害時の避難情報などの確認方法について

- ・「防災行政無線」「公式ホームページ」



市ホームページ

- ・「市公式 LINE」
スマートフォン等に防災情報をプッシュ通知



市LINE

- ・「行政防災うえのはらメール」
防災行政無線情報、災害情報、高齢者等避難、避難指示などの情報、防犯に関する放送内容をメール配信



市メール

- ・ 防災無線確認電話
防災行政無線の内容を電話で確認 0120-63-2384（無料）

◎災害の危険性がある場合は、テレビ・ラジオ放送の防災情報活用し、県内の情報も確認し、早めの避難行動に繋がましょう。

◎避難をする場合や危険が迫った状況では、隣接住民による相互安否確認も実施しましょう。

17. 避難の流れについて

《地震の場合》

【地震発生】 家の中で安全な場所へ移動（事前に調べておく）。

【揺れが止まった】自分や家族の無事を確認。助けが必要な場合は、大声や笛等で伝える。

【避難場所へ】

- *ガスの元栓を閉める・ブレーカーを落とす。
- *非常持ち出し品袋を持って、避難場所または安全な場所へ移動。
- *組ごとに避難した人を確認し安全なルートで避難所へ移動する。

【1時避難所へ】 名札・受付名簿の作成
※各避難所の運営マニュアルを基本に開設・運営する

【班ごとの役割分担】 手伝える人は皆が協力するが基本
区役員等を中心に避難者による班編成を行う。

【班ごとの活動開始】
※各避難所の運営マニュアルを基本に開設・運営する。
※行方不明者の情報を収集し、市災害対策本部と情報共有。
※名簿を元に住民の安否確認表を作成し市災害対策本部と情報共有。

《土砂災害・水害の場合》

☆避難誘導は、地震の場合に準じて進める。

平常時から、危険箇所を把握し、住民で情報共有しておく。

風水害・土砂災害は、気象情報や市から情報を確認し、事前の準備（避難所、避難路、持ち出し品等）を進めておく。

※身の危険を感じた場合は、予知情報を待たず速やかに避難行動をとる。

避難路や避難場所は状況によって変化するため、焦らず安全が確保できるよう注意する。水害：川の決壊や浸水、土砂災害：地滑り、がけ崩れ、土石流

避難所の開設、運営は地震の場合と同様

18. 災害用伝言サービスについて

（家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡に使用）

災害用伝言ダイヤル（171）の利用方法

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することが可能。

《操作手順》

1. 171 をダイヤル。
2. ガイダンスに従って、録音は「1」を、再生は「2」をダイヤル。
（暗証番号を付けて録音・再生を行うことも可能）
3. ガイダンスに従って、連絡をとりたい方の電話番号をダイヤル。
（市外局番から ダイヤルする）
4. 伝言を録音・再生することができます。

《注意点》

- ・伝言録音時間は、1件当たり30秒以内。
- ・1電話番号当たり、1～20伝言まで登録可能。

災害用伝言板（web171）の利用方法

スマートフォン・携帯電話等からインターネット接続により、伝言を文字入力によって登録し、全国から伝言データを確認。

※災害時は各社公式サイトのトップ画面に案内が表示される。

《伝言の登録方法》

1. スマートフォン等の端末から災害用伝言板にアクセス。
2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択。
3. 現状について「無事です」等の選択肢から選び、任意で100文字以内のコメント入力が可能（コメントのみも可能）。
4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了。

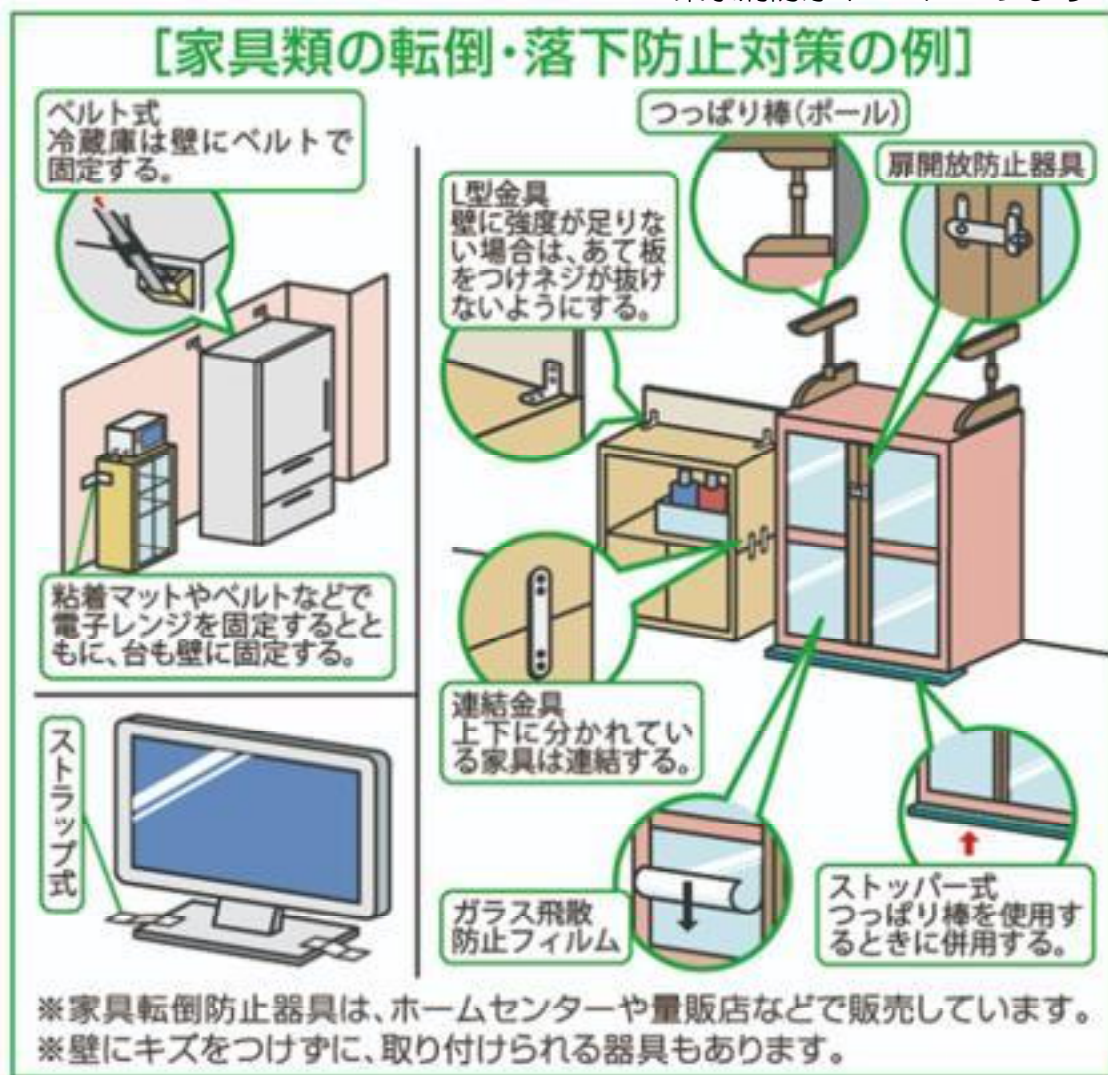
《伝言の確認方法》

1. スマートフォン等の端末から災害用伝言板にアクセス（パソコンからも可能）。
2. 「災害用伝言板」の「確認」を選択（確認は全国から可能）。
3. 安否を確認したい方の電話番号を入力し「検索」。
4. 伝言一覧が表示されるので、確認したい伝言を選択。

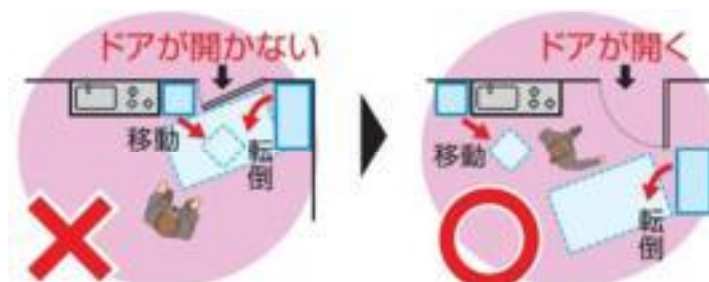


19. 家具類の転倒・落下防止対策について

東京消防庁ホームページより



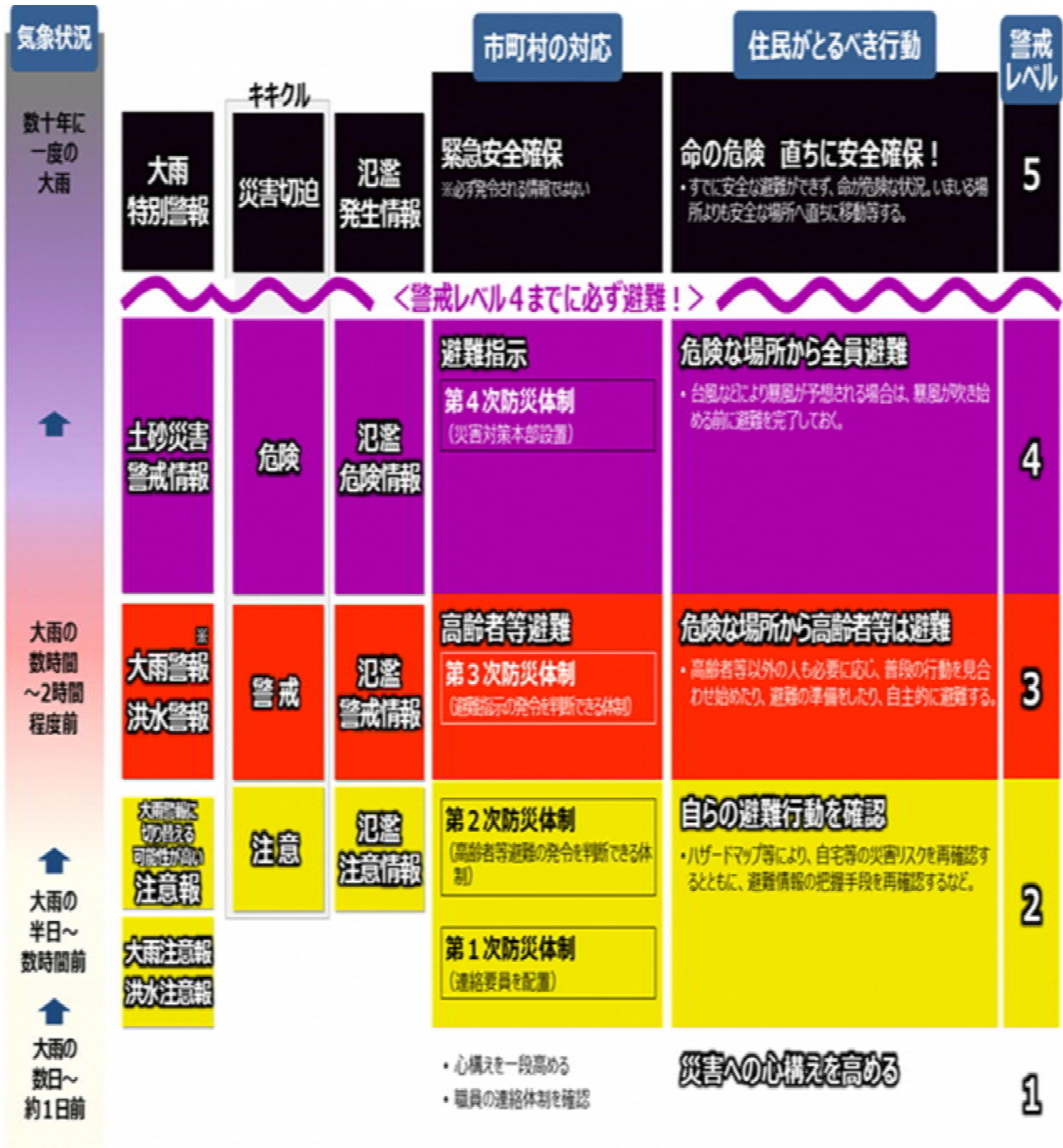
「寝る場所」や「座る場所」にはなるべく家具を置かないようにしましょう。



避難通路や、出入り口付近には、転倒、移動しやすい家具類を置かないようにしましょう。

20. 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動について

気象庁ホームページより



21. 土砂災害から命を守るために

日頃から住んでいる地域の危険度を把握する

がけや溪流の付近など、土砂災害によって生命や身体に危害を生じるおそれがあると認められる場所は、都道府県によって土砂災害警戒区域等に指定されます。土砂災害のハザードマップ等を参照して、お住まいの場所が土砂災害警戒区域等に当たるかどうか、平時にあらかじめ確認しておきましょう。

※これらの区域等にお住まいの方は土砂災害からの避難が必要です。



豪雨になる前に早めの避難行動を

お年寄りは速やかに避難

大雨が降りそうな時、夜間に大雨が予想される場合、お年寄りや避難に時間がかかる方は避難を開始しましょう。

警戒レベル3 高齢者等避難



土砂災害から命を守るために

雨が降り出したら気象情報に注意

避難行動を確認

お住まいが土砂災害警戒区域等に該当する方は、雨が降り出したら避難行動を確認し、いつでも避難できるように準備しておきましょう。

警戒レベル1~2 避難準備



日頃の備え 早めの避難



大雨時には危険な場所から避難

土砂災害発生の危険度が高まった時には土砂災害警戒情報が発表されます。

土砂災害警戒情報が発表されたら速やかに避難しましょう。

警戒レベル4 避難指示



どうしても避難が難しいときは

土砂災害の多くは木造一階で被災しています。豪雨などでどうしても避難所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の二階以上に緊急避難したり、それも難しい場合は家の中でより安全な場所(例えば、がけから離れた部屋や二階など)に避難しましょう。

警戒レベル5 緊急安全確保

出典：国土交通省砂防部・内閣府ウェブサイトより

こうした現象は土砂災害の前兆現象です

こんな現象を見たら…聞いたら…早めに避難しましょう。

キケンな場所には近づかないようにしましょう。

※ここに紹介した現象が、土砂災害発生の前兆現象の全てではなく、また、これらの現象が見られなくても土砂災害が発生する場合があります。

地すべり



土石流



がけ崩れ



22. 別紙

小和田区安否確認者及び避難者確認表 (組別)

〇〇年〇月〇日実施
〇時〇分発災

No	隣組	家族代表者氏名	家族人数	安否 確認者数	避難者数	備考
1	東組					
2						
3						
4						
5	中組					
6						
7						
8						
9						
10						
11	西組					
12						
13						
14						
15						
16						
17						
合計人数						
秋山防災会本部へ報告事項						